

# きりばたけ

## 通信

64号

令和4年1月号（年4回）  
札幌司法書士会 会長 後藤力哉  
編集担当責任者 番井菊世  
<https://sapporo-shiho.or.jp/>  
〒060-0042  
札幌市中央区大通西13丁目4番地  
電話 011-281-3505  
FAX 011-261-0115



これまで、手続きを行う期限などがなかった不動産の相続登記が令和6年から義務化されることになりました。

また、超高齢社会のわが国では、今後相続手続きの需要が増え続けると予想されます。そこで、相続の基本で一般にもよく知られる「相続放棄」について、誤解されていること、実際の注意点などをまとめてみました。

## 「相続放棄」

### の誤解と正解

相続放棄って文字通り相続しないってことでしょ？何か誤解なんているの？

基本的なことから説明するね。例えば父・母・子2人で、お父さんが亡くなったケースを考えてみよう。



お\*ギリだから  
司法書士  
オッさんだよ

この場合、お母さんと子2人が相続人になるね。

お母さんがご健在で、お父さんの財産は全部お母さんがもらって、子どもたちはいないという話し合いをする。



うん、よくあるね。じゃあ子どもたちは相続放棄をしたらいってことなのかな？

「自分に権利はあるけれど、財産はいらない」ということを一般的に放棄と使うけれど、法律上の相続放棄は、そのことを裁判所に届けなければならないんだよ。



裁判所！ちょっと面倒そうだけど、まあ、仕方ないよね。

しかし、裁判所で子どもたちが「相続放棄」をしてしまうと、なんとお父さんの父母、おじいちゃんおばあちゃんが次の相続人になってしまうんだよ。



あ、そうか！相続放棄は最初から相続人じゃなかったことになるんだよ。すると、祖父母が先に亡くなっていたら、叔父・叔母が相続人になっちゃうってことか！



そうそう、なので法律上の相続放棄ではなく、母と子で話し合っ、お母さんが財産をもらおうと決める「遺産分割協議」が一般的だね。これは「自分はいらない」といっても、法律上の相続放棄ではないんだ。



ちょっとややこしいけれど、遺産分割で「自分はいらない」といっても、法律上の相続放棄じゃないから、相続人ではあるってことだね？



そのとおり。なので、遺産分割で財産いらないよ、と判子を押しても、他に借金があれば相続されるし、後でみつかった財産も相続人となるんだ。



自分は相続放棄をしたのか、遺産分割をしたのか理解しておくことは大事だね。



「遺産分割」という言葉が一般的ではないから、どうしても「自分は放棄した」と思ってしまうよね。



相続放棄は裁判所で手続きをして完全に相続人じゃなくなること、遺産分割は基本※みんなでの話し合いということだね。わざわざ相続放棄をするケースというのはどんなとき？



相続放棄をするのは、借金が大きくて、その義務から解放されるために行うことが多いけど、さっき説明したように、相続放棄をすると次の順位の人が相続人になるんだ。



じゃあ、お父さんが借金がたくさんだったから子供たちが相続放棄をすると、次は祖父母が相続人になってしまってびっくりするね。



借金の支払い義務からみんなが解放されるためには、順番に相続放棄をしていくことになるので、あらかじめ言っておかないとびっくりしちゃうかもね。



相続放棄って確か3ヶ月以内にしないといけないんじゃない？順番にやってたら間に合わない？



相続放棄はお父さんが亡くなったときからではなく、「お父さんが亡くなったことと、自分が相続人だと知ったときから」3ヶ月以内に申立てなければならぬんだよ。祖父母は、子どもが相続放棄をして、自分たちが相続人になったと知ったときから3ヶ月以内に申立てをすればいいんだ。



なるほどね。相続放棄を選択する際には、押さえておかななくちゃ。



※ 分割内容を確定するため審判や裁判になることもあります